

催書状

東京市及び各社共済社理事者諸君。

一昨年の夏に本会の前年約計の算出と進合算等が、いよいよ労働制と最低賃銀七十円制とも諸君に要求し、遂に東京全市の此少額として数日営業行を停止せられた。あの未曾有のストライキの事は、いよいよまたお忘れはあらず。

けれども諸君、此の紛擾が、將來の期を延びて組合の要求も実現するに云ふ各社の公約に依りて、漸く片附いた事は、諸君はもう忘れて仕舞ったらうか。

それが一周年の去年の夏、僕等は、修救記念会を開いて、為事にそれと悪い知らせの通知書を送った。かゝる事は少しも

諸君に省みられずに、其の結果は、報知社の活字を顛覆をキックカケに、各社の再度の罷業となった。そして諸君、此の紛擾は再び又、過去の時期を延びて、若しくは、世に將來の、と云ふ諸君の公約に依りて、漸く片附いたらうか。

今度はいよいよ建白ではない。催書だ。僕等は茲に、身頭先を僕等の大会を開いて、三度諸君に、いよいよ労働制と最低賃銀八十円制とを要求するの議を述べ、先づ諸君に再度の公約の即ち実行を迫るものであ。

大正十一年正月三日

新工業組合

正道會

昭和4, 21, 期
河あひ 号